現地ルポルタージュ

宮崎県綾町における「有機農業」の歩み

一．はじめに

かつて「夜逃げの町」と言われた過疎の町、宮崎県綾町。現在は町を訪れる人は年間一二〇万人。「有機の里」、「本物手作りの町」へと変貌した。観光客はもとより村おこし、町おこしの先駆的モデルとして学びに訪れる人が跡をたたないという。なぜ綾町が「全国ブランド」になり得たのか。これを解く鍵は、綾町の前町長である郷田実氏の長年に渡る忍耐強い努力と信念にあるものと考えられる。

本稿は、郷田氏の四期一六年の施策の内容と有機農業にこだわり続けた歴史を繙き、農業とは何かを考えてみたものである。

二．有機農業ゼロからの出発

綾町は宮崎県のほぼ中央に位置し、人口は七六〇〇人、総面積九五〇〇ha、うち山林面積が八〇％を占める典型的な山林の町である。農地面積は七八〇haと八％に過ぎない。農家戸数は六〇〇戸。農業粗生産額は四三億円で、うち三五億円、八〇％以上を町外に出荷している。販売先は全国各地の生協との産直提携方式が主で、九州各県はもとより関西、関東、遠くは北海道までその販路は延びている。野菜が農業粗生産額の四〇％を占め一番多いが、大根、レタス、ホウレンソウ、キャベツ、果実等々、温暖な自然の恵みを受け多種にわたっており、町外販売物の主体となっている。郷田氏が町長になった昭和四一年には、農家は何とか自給自足できても、その他の町民はすべて他から買っていたことを考えると、まさに隔世の感がする。

「夜逃げの町」、「若者が出稼ぎに出る町」といわれている現状をどのようにして魅力ある町に変えていくのか。郷田氏にとって町長就任後直面した最大の課題はこれであった。考え抜いた末の結論は、我々人間は自然生態系の一部に組み込まれた一動物にすぎない。自然界の動植物は糞尿はもとよりその死骸をも大地に戻す。人間も所詮他の動物と同じく最後は土に返る。その土が植物を育てる。現状はどうか。土は合成化学肥料・農薬によって汚れている。そうした現状から「土作り」の重要性に思いが至り、その後行政を進めるうえで指針になったという。綾町は当時「野菜をすべて他の町から買っていた」が、これを「自給自足の町」へ、さらには将来「町外へ出荷する町」にしたいとの強い信念を持つに至るのである。これらの思いが結果として「有機農業」への第一歩を踏み出すこととなったのである。行政としても諸政策を打ち出していくが、いずれもスムーズに事が運んだわけではない。町民、議会はもとより場合によっては県、国との意見の食い違いがあったが、ねばり強く時間を掛けての話し合いの結果、実ったものである。

次に、そのいくつかを紹介することとする。

まず行った施策は、「買う農業」から「自給自足の農業」への町民の意識改革であった。この観点から始まったのが「一坪菜園運動」である。これは農家が野菜を作るだけでなく、町民皆が自分の家で作る。余れば隣に分けてやる。そうやって健康野菜のノウハウを町全体が習得していったのである。この運動を始めたのは昭和四三年だが、現在に至るまで続いており、ゆうに三〇年を越している。「健康な野菜をまず自給する」との精神を忘れないとの意味合いから年一回「菜園コンクール」なるものを実施しており、優秀農家を表彰している。

次に行ったのが、農家にやる気を出させる「価格補償制度」の導入である。これは野菜にあらかじめ補償価格を設定しておき、それを下回った場合には町が差額を補償す

るというもの。ただしこれには条件があり、化学肥料は努めて使わないこと、除草剤は絶対に使わず、堆肥を入れた土作りをすることであった。昭和四九年に導入され、六年間実施されたが、制度をやめるころには有機農業を営む農家は町内で一〇〇軒を越すまでになっていた。そうしたことから、綾町の有機農業が他から認められるようになり、結果として補償制度は不要になっていたのである。

次が「自給肥料供給施設」の設置である。自然生態系の中の動物は自分の糞尿をすべて土に返している。しかし人間は自然の恵みを受けているのに、糞尿を海に捨てている。人間も自然の巡りの中に生きているのだから、その排泄物を土に返すのは当然であるとの考えから工場を建設。し尿は酵素を入れ、発酵させ高温酸化で臭気のない液肥にしており、生ゴミは牛ふん堆肥を混ぜて同じく酵素で発酵させ有機肥料としている。綾町では「農地還元システム」と称し、徹底した有機物のリサイクルを行っている。この事業を通して、人間の生きる営みから発生する有機物は土に返すのが道理であるとの考えが、現在では完全に町民に浸透している。

三、綾町自然生態系農業の推進に関する条例の制定と日本農林規格改正への対応

「本物で健康な野菜」といっても購入者に安心して買ってもらうには「信用ある認定機関」から本物であることを証明してもらう必要がある。ＪＡは生産者の組合だから不適格。それでは綾町がやろうということになり、本条例の制定となったものである。

行政が条例を作って「有機農業」を推進したのは、日本では綾町が初めてのことであった。昭和六三年に「自然生態系農業推進に関する条例」の誕生となったが、条例は綾町農業の安定的かつ長期的な振興と消費者の健康で文化的な生活を確保することを目的としている。なお、条例の中で自然生態系農業とは、「自然の摂理を尊重し、自然生態系を有効に生かした農業をいう」と定義づけている。

本条例によって農産物を認定するが、認定基準は二つで、①農地検査基準（土壌づくり）②栽培管理基準（化学肥料と農薬の使用制限）により検査し、上級農家から三ランクに分けられそれぞれ金色・銀色・銅色の「認定シール」が与えられる。まず金色シールは土壌消毒剤、除草剤を三年以上使わず、堆肥などの有機物質を投入して土づくりをして、化学肥料・農薬を使用しない畑で作った農家に与えられる。次は二年以上三年未満の間、土づくりをしてきた農地で、化学肥料や農薬の使い方が少ない順に、銀色（慣行農法の八〇％減）、銅色（七〇％減）のシールが交付される。

ＪＡＳ法改正により平成一三年四月から国の有機認証制度がスタートし、今後は登録機関の資格を有する者から認定された農家の作物だけが「有機」と表示できることとなった。このため、綾町でも平成一三年一〇月、自治体としては岐阜県、石川県に次いで三番目、市町村では全国初めての資格取得者となった。なお、前述の条例による町独自の基準とＪＡＳ規格とではほとんど差異がないことから、今後農家からの申請にともない順次認定農家が増えていく見通しである。

四、おわりに

郷田氏の思想と情熱は町民に理解され、浸透しているのは、紛れもない事実である。しかし、郷田氏の勇退後、有機農業をする人がやや減少していると言われる。その他、あらゆる面で後退が目に付くとの意見もある。強力なリーダーが去るとその反動もあり、いろんな動きが出てくるのはよくあることで、その是非を問うのは難しい。

ただ、人間も自然界の大きな循環、巡りの中での一動物にすぎず、自然によって生かされていることは事実であり、それに逆らって生きていくことはできない。おそらく現代の若者の多くはイチゴ、メロン、キュウリ等のいわゆる旬とその味を知らないだろう。このことは、極めて淋しいことである。

（細田治彦）